

**特定建築行為に係る完了検査申請等手数料表**

区分		金額(円)
建築物の用途	床面積の合計(m <sup>2</sup> )	
工場等のみのもの	～1,000	19,500
	1,000以上～2,000	27,900
	2,000以上～5,000	70,200
	5,000以上～10,000	105,400
	10,000以上～25,000	131,600
	25,000以上～50,000	163,300
	50,000以上	226,900
その他のもの	～1,000	85,500
	1,000以上～2,000	112,800
	2,000以上～5,000	181,300
	5,000以上～10,000	235,400
	10,000以上～25,000	282,500
	25,000以上～50,000	331,500
	50,000以上	428,100

備考

- 「建築物の用途」とは、建築物省エネ法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準（以下「消費性能基準」という。）に適合させなければならない建築物の部分の用途をいう。
- 「床面積の合計」とは、建築物省エネ法第11条第1項の規定により消費性能基準に適合させなければならない建築物の部分の床面積（増築（増築後に既存の建築物と当該増築に係る部分が一の建築物となるものに限る。以下この項において同じ。）又は改築（以下「増築等」という。）をする場合において、当該増築等に係る建築物のうち当該増築等をする部分以外の部分に建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により同号イに規定する設計一次エネルギー消費量及び基準一次エネルギー消費量の計算を要しない部分があるときは、当該部分の床面積を除く。）の合計をいう。ただし、建築物の増築をする場合において、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第55条第1項又は建築物省エネ法第36条第1項の規定により建築物の変更の認定を受け、かつ、これらの認定を建築物省エネ法第12条第3項の適合通知書の交付を受けたものとみなしたときは、当該増築に係る部分の床面積の合計に当該増築する部分以外の床面積の合計に2分の1を乗じて得た面積を加えた面積とする。
- 「工場等」とは、工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類するものをいう。